



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | | |
|-------------------------------|-------|---|
| ○家畜に対する消毒方法等の実施命令（宮古家畜保健衛生所） | | 1 |
| ○家畜に対する消毒方法等の実施命令（八重山家畜保健衛生所） | | 1 |

告 示

沖縄県告示第467号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和4年12月22日

沖縄県宮古家畜保健衛生所長 宇地原 務

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 沖縄県宮古家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和4年12月23日から当分の間
- 4 実施すべき措置 消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法
- 5 実施方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法
 - (1) 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）における消石灰の散布
 - (2) ねズみ、昆虫等の駆除方法 農場内における殺そ剤及び殺虫剤の散布

沖縄県告示第468号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和4年12月22日

沖縄県八重山家畜保健衛生所長 津波修

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域 沖縄県八重山家畜保健衛生所の所管区域
- 3 実施の期日 令和4年12月23日から当分の間
- 4 実施すべき措置 消毒方法及びねズみ、昆虫等の駆除方法
- 5 実施方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法
 - (1) 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）における消石灰の散布
 - (2) ねズみ、昆虫等の駆除方法 農場内における殺そ剤及び殺虫剤の散布

令和4年12月22日 木曜日

公 報

(号外第40号)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室)
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階